

人口減少に打ち勝ち、笑顔で暮らせる島根をつくる

島根*創生
SHIMANE SOUSEI



障がい者雇用を

応援します!



島根県 健康福祉部障がい福祉課・商工労働部雇用政策課

令和6年3月発行 障がい者雇用促進啓発パンフレット

障がいを知り、共に生きる
あいサポート運動



※島根県では、障害者という言葉の「害」の字を原則としてひらがな表記にすることとしておりますが、法令等に規定されている用語、団体・施設等の固有名称などについては、例外的に漢字表記のままとしておりますので、ひらがな表記と漢字表記が混在することについて、ご理解をお願いします。

島根県観光キャラクター「しまねっこ」
島観連許諾第2590号

事業主の皆様へ

令和6年4月から段階的に障がい者の法定雇用率が引き上げられます
～ 民間企業の障がい者の法定雇用率は、2.3%から **2.7%**へ～

障がいに関係なく、希望や能力に応じて、誰もが職業を通じた社会参加のできる「共生社会」実現の理念の下、全ての事業主に、法定雇用率以上の割合で障がい者を雇用する義務があります。

この法定雇用率が、令和6年4月から民間企業で2.3%から2.5%に変わります。

※令和8年7月には、さらに0.2%引き上げになり、2.7%となります。

また、対象となる範囲が広がり常用雇用労働者数40.0人以上の企業が対象になります。対象の事業主は、ハローワークへ、雇用状況の報告が必要となります。

	令和5年度	令和6年4月	令和8年7月
民間企業の法定雇用率	2.3%	2.5%	2.7%
対象事業主の範囲	43.5人以上	40.0人以上	37.5人以上

障害者雇用のための各種助成金や職場定着に向けた人的支援など、様々な支援制度をご利用いただけます。

●「障害者雇用のご案内」

<https://www.mhlw.go.jp/content/000767582.pdf>



まずは事業所管轄のハローワークにご相談ください。

●県内ハローワーク一覧

<https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html>



問合せ先

島根労働局 職業対策課 又は ハローワーク



令和6年4月から 事業者による合理的配慮の提供が義務化されます！

我が国では、障がいのある人もない人も、互いにその人らしさを認め合いながら、共に生きる社会（共生社会）を実現することを目指しています。「障害者差別解消法」では、障がいを理由とする「不当な差別的取扱い」を禁止し、障がいのある人から申出があった場合に「合理的配慮の提供」を求めるなどを通じて「共生社会」を実現しようとしています。

令和6年4月1日に「改正障害者差別解消法」が施行され、事業者※による障がいのある人への「合理的配慮の提供」が義務になります。

※個人事業主やボランティア活動をするグループなども含みます。

不当な差別的取扱い 合理的配慮の提供	令和5年度まで	禁止
		努力義務
	令和6年4月	禁止 義務



出典：内閣府チラシ「障害者差別解消法が改正に 事業者にも合理的配慮の提供が義務化されます」

障害者差別解消法の概要や障がい特性ごとの「合理的配慮の提供」に関する事例等を知りたい方はこちら

障害者の差別解消に向けた理解促進ポータルサイト
<https://shougaisha-sabetukaishou.go.jp/>



問合せ先 障がいを理由とする差別に関する相談窓口

島根県ホームページ
https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/sabetu_kaisyuu_hou.html



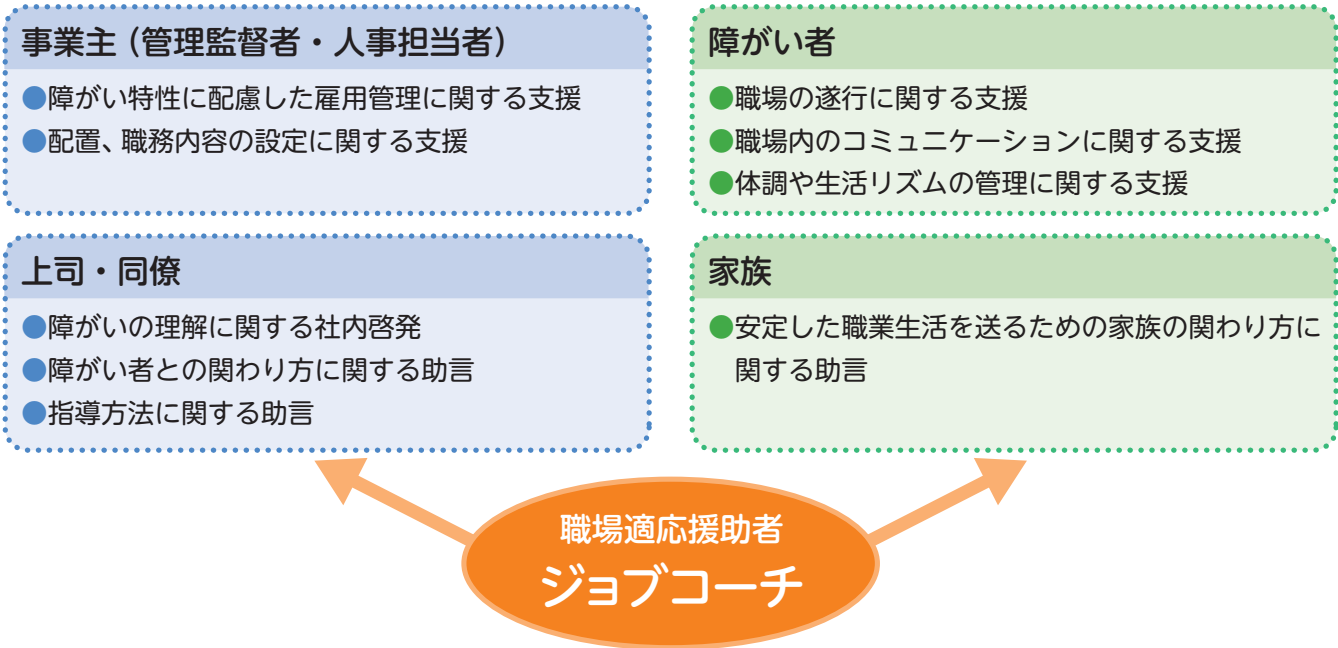
就職・職場定着に向けて

職場定着を図るためジョブコーチを活用しよう!

ジョブコーチ支援とは

障がいのある方や事業主、職場の従業員などに対して、一人ひとりの障がい特性を踏まえたきめ細かい支援を行い、企業への就職や職場での定着を図ります。

ジョブコーチ支援の内容と標準的な支援の流れ



支援期間 1～8 か月 (標準 2～4 か月)		フォローアップ
集中支援期 / 週 1～3 日程度	訪問移行支援期 / 2週に 1～3 日程度訪問	
職場適応上の課題を分析し、集中的に改善を図る	支援ノウハウの伝授やキーパーソンの育成により、支援の主体を徐々に職場に移行	1～3 日程度訪問

※「雇用前から」「雇用と同時に」「雇用後に」と、必要なタイミングで開始できます。

【問合せ先】 独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部 島根障害者職業センター

就労パスポートを利用しよう!

就労パスポートとは

障がいのある方が、働く上での自分の特徴やアピールポイント、希望する配慮などについて、支援機関と一緒に整理し、事業主などにわかりやすく伝えるためのツールです。

活用場面

(1) 就職活動段階

- ・ 職場実習前や採用面接時に、職場の担当者へ説明し、職務の設定などの参考にしてもらうなど

(2) 就職後

- ・ 就職時に、現場責任者や上司・同僚などへ説明し、体調把握、作業指示、コミュニケーションなどにおいて参考にってもらうなど

【問合せ先】 島根労働局 職業対策課

有限会社 渡邊水産

- 所在地：出雲市
- 従業員数：42人(令和6年3月)
- 障がい者雇用数：1人(知的障がい)
- 事業内容：水産加工品製造業
- 利用した支援機関：出雲障がい者就業・生活支援センター「リーフ」、島根県中小企業家同友会



障がい者雇用に取り組む理由

社会貢献や地域貢献、労働人口の減少による人材確保などありますが、大きな目的は「地域に根差した中小企業として、会社が維持・発展すること」です。ある一定の能力を持った人材しか活躍できない会社ではなく、障がい者雇用を通じて、出来る出来ない、得意不得意など、多様な個性を持つ人材がそれぞれの能力を活かし活躍する会社を目指しています。

過去に2名の障がいのある方を雇用してきた中で、上記のことを、経営者だけでなく社員も一緒に理解して初めて多様な人たちが力を発揮し、活躍するということ、そういった環境をつくるのが大切であることを学びました。

障がい者雇用にあたり取り組んでいること

簡単に言うと「全社一丸で勉強すること・知ること」です。全社で統計心理学から「人っているようなタイプ・特徴があるよね」と学び、次は社員自ら企画し、出雲養護学校の先生を講師として社内勉強会をしました。社員が障害者職業生活相談員の資格も取得しました。

また、島根県中小企業家同友会での学びは多く、同友会が主催する養護学校への訪問に社員が参加し、授業風景を見学したり、先生と交流しました。同友会には障がい者問題委員会があり、ここでは障がい者を取り巻く環境が問題であると捉え、積極的に障がい者雇用を行っている会社に触れて刺激を受け、自社にできることを一つ一つやっています。

障がいのある新入社員



このように会社一丸となって勉強し、2022年4月に新入社員Tさんを迎えました。所属は干物を製造する加工課で、冷凍原料の解凍(バラシ)を中心に、包丁を使った内臓除去(腹出し)などを行っています。

最初は仕事に慣れるために労働時間を6時間でスタートしました。だんだん慣れて仕事を覚えてきた秋頃に他の社員と同じ8時間にしましたが、忙しくなる11月頃から体調不良が続いたため、6時間に戻しました。繁忙期を乗り越えた年明けには、Tさんから「8時間に戻します」と言われ、気持ちを尊重して今日に至ります。

Tさんとの合言葉は「体調管理も仕事のうち」です。日頃から、「調子はどう?」「眠れている?」「ご飯食べた?」と声をかけています。

そんなTさんも昨年先輩社員になり、後輩社員に加工課の仕事を教えています。会社にとって貴重な人材であり戦力です。社員の成長は会社の成長、Tさんの成長によって会社も成長しています。

企業の事例紹介②

中国道路株式会社

- 所在地：益田市
- 従業員数：28人(令和6年3月)
- 障がい者雇用数：2人(精神障がい1人、身体障がい1人)
- 事業内容：舗装工事業、土木工事業、とび・土工工事業、造園工事業
- 利用した支援機関：益田障がい者就業・生活支援センター「エスポア」、障害者支援施設厚生センター晴雲
- 利用した制度：ジョブコーチ支援事業



電子パッドで筆談。今朝は何食べてきた？・・・パン

雇用に至った経緯

- ・R元年10月～：他社で働いていたMさんは、工事現場で脳卒中によって倒れ、後遺症として言語障がいや半身麻痺が残った。Mさんは社会復帰したいという強い希望があり、同じ建設業で顔見知りだったこともあって、当社で雇用したいと決意
- ・R2年9月～：エスポアの支援開始
- ・R3年2月～R4年8月：障害者支援施設厚生センター晴雲で自立訓練を受ける
- ・R4年10月～：ジョブコーチ支援を受けながら、当社での勤務を開始

業務内容

- ・4時間勤務で、パソコンでのデータ入力や書類の整理整頓、事務の補助作業
- ・工事現場の人員配置や車両点検簿のデータ化、運動機能維持を兼ねて手すりなどの除菌作業など

障がい者雇用にあたり工夫していること

- ・当社では身体障がい者の雇用は初めてだったので、Mさんの要望に応じて、手すりの増設など社内のバリアフリー整備から準備しました。
- ・電子パッドを使って筆談をしたり、簡単な記号を使ってメールで連絡を取っています。
- ・パソコン業務ではキーボードを使った入力が難しいため、エクセルを整備し、ドロップダウンリストから選択して入力できるようにしました。
- ・定期的に障がい者就業・生活支援センターやジョブコーチと意見交換をして、効率良く作業する方法を教えてもらっています。他企業で実践している仕事を教えてもらい、参考にしました。

障がい者雇用に対する考え～障がい者も一生懸命～



除菌作業

障がい者の受け入れ側にも最初は戸惑い、不安や問題は多くあります。しかし、障がいのある社員が「一生懸命」真面目に自分の仕事をこなし、充実した1日に満足して帰る姿にこちらも満足します。逆に彼らから教わることも多く、健常者だけが働く社会が当たり前ではなく、障がい者と共生していく社会の一員であり続けたいと思っています。

また、障がい者雇用を通して多くの関係機関が障がい者一人一人に対して「一生懸命」向き合っていることを知りました。当社も「一生懸命」それに応え、今後はこれまで以上に全ての社員と労働福祉について関心を持ち、社会全体でも支援される環境整備が進んでいくことを期待しています。

企業等で働く障がいのある方の事例紹介

社会福祉法人 暁ほほえみ福祉会 吉田こども園

大石 隆幸 さん

- 事業所所在地：益田市
- 事業内容：保育

吉田こども園で働けるようになったきっかけ

益田養護学校在学中に吉田こども園で実習を行い、子ども達の笑顔に惹かれたこと、環境整備の業務が自分に合っていたこと、楽しく仕事ができ、充実感と達成感を感じたことから、「ここで働きたい！」と就職を決めました。今もその気持ちは変わっていません！

現在の仕事の内容

入職した当時は、清掃や給食準備、片付け、洗濯などを行っていましたが、現在は保育補助として、保育業務にも携わるようになりました。

職場での様子

職場の雰囲気良くなるように他の職員とのコミュニケーションを大事にしています。家庭事情等にも配慮してもらっており、有給休暇も取りやすいです。こんなにも良い職場は他にないと思うくらい、スタッフ全員に感謝しています。



ヒラタ精機株式会社

大野 莉久斗 さん

- 事業所所在地：出雲市
- 事業内容：自動車部品製造

現在までの経緯

出雲養護学校を卒業後、最初は他社で接客業に従事していました。製造業に興味があったことから、ハローワーク主催のミニ面接会に参加したことをきっかけに、ヒラタ精機株式会社にまずはトライアル雇用で入社することになりました。その後、期間社員を経て令和4年から正社員として働いています。

現在の仕事の内容

- ・敷地内の環境整備 ～きれいな環境で従業員の気持ちを和ませ、美しい景観により地域のシンボルに～
- ・玄関の花の手入れ ～四季折々の花でご来社されるお客様をお迎えし、会社をイメージアップ～
- ・敷地内にある梅を使った熱中症対策ドリンク作り ～従業員の疲れが少しでも取れるように…～

仕事で気を付けていること&意気込み

目的をしっかり理解して仕事を行う事に気を付けています。

仕事を終えた達成感や感謝されること、来社された方に褒めていただくことでやりがいを感じます。

人は綺麗な花や景色を見ると、落ち着き人の質が良くなります。質が良くなると、前向きに向上することができます。そして前向きに向上できると品質が良くなります。

私は、実際に部品の製造をしていませんが、私が行っている仕事を通して会社の品質向上につながっていると思うので、自分に与えられた環境で自分にできる仕事をこれからも精一杯取り組みます。



障がいの種別、特性

障がいの種別、特性はさまざまです。

そのため、これらを十分理解した上で、職場内での支援につなげていくことが必要です。

身体障がい者

身体障がい者とは、「視覚障がい」「聴覚又は平衡機能障がい」「肢体不自由」「内部障がい」などの障がいがある方です。

● 視覚障がい

視覚障がいには、全盲、弱視、視野きょうさく(見える範囲が限定されている)などがあります。訓練を受ければ、基本的に単独で公共交通機関が利用できます。近年は、OA機器の発達もあり、事務職での採用など職域が広がっています。

● 聴覚障がい

聴覚障がいは、聴感覚に何らかの障がいがあるために全く聞こえないか、聞こえにくいことをいいます。コミュニケーションの手段としては、手話や筆談などがあります。近年では、店頭での販売業務に携わる方もいます。

● 肢体不自由

肢体不自由には、上肢(腕や手指、肘関節など)の障がい、下肢(股関節、膝関節など)の障がい、体幹の障がい(座位、立位などの姿勢の保持が難しいこと)、脳病変による運動機能障がい(脳性まひ)などがあります。

● 内部障がい

内部障がいは、体の内部の障がいで、心臓機能障がい、腎臓機能障がい、呼吸器機能障がいなどがあり、内臓機能の低下したことをいいます。継続した通院や治療機器の装着のほか日常生活が制限される場合があります。疲れやすい傾向があり、ゆとりのある勤務形態などの配慮が必要な場合があります。

精神障がい者

精神障がい者とは、統合失調症や気分障がい(そううつ病)などの精神疾患で、幻覚や妄想、不安やイライラ感、ゆううつ感、不眠などが認められます。これらの症状は、薬を服用することや環境が安定することにより、自立した生活を送る方も多くいます。

発達障がい者

発達障がいとは、発達障害者支援法において、「自閉症、アスペルガー症候群その他の広汎性発達障害、学習障害、注意欠落多動性障害、その他これに類する脳機能の障害」をいいます。例えば、自閉症は、「対人関係の障がい」「コミュニケーションの障がい」「パターン化した興味や活動」の3つが典型的な特徴とされています。一方で、記憶力、集中力など高い能力をもつ方もおり、適性を見極めた職域で活躍される方もいます。

高次脳機能障がい者

高次脳機能障がいは、脳内出血、脳梗塞、くも膜下出血などの頭部外傷、脳腫瘍の後遺症として発症することがあります。また、交通事故などによる脳の全体あるいは部分的な損傷にもなって発症します。その症状は脳損傷の程度によって様々ですが、記憶と学習の困難さ、集中力の低下、失語症、感情コントロールの低下などの症状があげられます。指示をメモすることを習慣づけて仕事を続けている方も多くいます。

知的障がい者

知的障がいとは、知的な発達に遅れがあり、意思交換(言葉を理解し気持ちを表現することなど)や日常的な事柄(お金の計算など)が苦手なために援助が必要な状態をいいます。

障がいの程度、能力、意欲、体力などは個人差もあり、知能指数だけで職務能力を判断することは避ける必要があります。

近年は定型業務に加え、事務補助や介護などの業務にも職域が広がっています。

難病患者

難病とは、原因不明で慢性化するため後遺症が出る可能性の高い病気です。厚生労働省は、369種類(R6.4.1～)の疾病を障害者総合支援法に基づき障がい福祉サービス等の対象としています。身体障がいの原因になったり、継続的な医療管理が不可欠ですが、健康管理上の条件を整理し適切な医療管理を行うことで働くことができる人もいます。

“見えない障がい”の可能性

職場での作業ミスや対人トラブルが続く方の中には、発達障がい、高次脳機能障がいといった“見えない障がい”がある可能性がある方もいます。もしご本人が悩んでいる状況であれば、産業医や専門医への相談を勧めてみる事ができます。周囲の憶測で「障がい者」と判断することはできません。本人と一緒に話し合いながら、丁寧に接していくことが重要です。


障がい者雇用支援制度

障がい者雇用を促進するために、さまざまな支援制度が設けられています。ぜひご利用ください。


雇用前に受ける支援

障がい者チャレンジ事業	障がい者委託訓練
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者雇用を前提としない10日程度の実習を行うことで、企業、障がい者双方の、「知る・雇う・働く」きっかけづくりを支援 ●事業主・障がい者へ謝金を支給 <p>【問合せ先】障害者就業・生活支援センター</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者が就職するために必要な知識・技能を習得する座学中心の訓練や、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練等を、原則3か月以内で実施 ●1人当たり月額6万円(中小企業9万円)を上限に企業へ委託 ●訓練をサポートするため障がい者職業訓練コーディネーターを4名配置(松江、出雲、浜田、益田) <p>【問合せ先】東部高等技術校、西部高等技術校</p>

雇入れのための支援

トライアル雇用助成金	特定求職者雇用開発助成金
<ul style="list-style-type: none"> ●職業経験、技能、知識等の不足から安定的な就職が困難な求職者に対して、ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、一定期間試用雇用する事業主に助成 <p>障害者トライアルコース (試用雇用期間)原則3か月※精神障がい者は原則6か月 (週の所定労働時間)20時間以上 (支給月額)4万円 ※精神障がい者の場合、雇用後3か月間は8万円</p> <p>障害者短時間トライアルコース (対象者)精神障がい者又は発達障がい者 (試用雇用期間)3か月～12か月 (週の所定労働時間)10時間以上20時間未満で開始し、トライアル雇用期間中に20時間以上を目指す (支給月額)4万円</p> <p>【問合せ先】ハローワーク</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●ハローワークまたは民間の職業紹介事業者等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れる事業主に助成 <p>特定就職困難者コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●身体障がい者、知的障がい者、精神障がい者など就職が特に困難な者を雇い入れることに対して助成 (支給総額)30万円～240万円 <p>発達障害者・難治性疾患患者雇用開発コース</p> <ul style="list-style-type: none"> ●発達障がい者・難治性疾患患者を雇い入れることに対して助成 (支給総額)30万円～120万円 <p>【問合せ先】ハローワーク</p> 

職場定着のための支援

キャリアアップ助成金(障害者正社員化コース)	障害者雇用納付金制度に基づく助成金
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の雇用促進と職場定着を図るために、次の①または②のいずれかの措置を講じた場合に助成 ①有期雇用労働者を正規雇用労働者、多様な正社員または無期雇用労働者に転換 ②無期雇用労働者を正規雇用労働者または多様な正社員に転換 <p>【問合せ先】ハローワーク</p>	<p>障害者介助等助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●労働者である障害者の障害特性に応じた雇用管理を適切に行うために必要となる業務に係る介助等の措置を行う場合に、その費用の一部を助成します。 <p>職場適応援助者助成金</p> <ul style="list-style-type: none"> ●職場適応に課題を抱える障害者に対して、ジョブコーチ(職場適応援助者)による支援を行う場合に、その費用の一部を助成します。 <p>【問合せ先】 高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部</p> 
ジョブコーチ支援事業	
<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者を雇用している、または雇用しようとする事業主に対してジョブコーチ(職場適応援助者)が職場に出向き、障がい者及び事業主に対して、直接的・専門的な支援(職場適応援助)を実施 <p>【問合せ先】島根障害者職業センター</p>	

雇用環境整備のための制度

島根県特例子会社等設立支援事業助成金	障害者作業施設設置等助成金
<ul style="list-style-type: none"> ●特例子会社等の設立準備に係る事務経費の3分の2を助成(助成限度額)300万円 <p>【問合せ先】県 雇用政策課</p>	<ul style="list-style-type: none"> ●障がい者の作業や就労を容易にするために配慮された作業施設(設備)やトイレ、スロープ等の付帯施設の設置・整備にかかる費用の3分の2を助成 <p>【問合せ先】高齢・障害・求職者雇用支援機構島根支部</p>

障がい者雇用支援機関

障がいのある方の雇用から職場定着まで、支援機関が連携しながらしっかりサポートします。
事業主だけでなく就職を希望する障がいのある方に対しても支援機関が連携して支援を行っています！

ハローワーク(島根県内に9か所設置)

- 求人申込 ● 人材紹介 ● 職場定着支援・雇用管理の助言 ● 助成金の案内
- 雇用の分野における障がい者の差別禁止・合理的配慮の提供に係る相談・助言

障がいのある方を雇い入れたい、または、採用後のフォローを行ってほしい場合、最寄りのハローワークにご連絡ください。

ハローワークに登録されている障がいのある方を企業へ紹介するとともに、採用後の職場定着や雇用管理に関する支援を関係機関と連携して行います。

また、雇用の分野における障がい者の差別禁止及び合理的配慮の提供に関する相談の受付や助言等を行います。

さらに、障害者トライアル雇用など、各種助成金に関する相談も行っています。

島根労働局

【HP】 <https://jsite.mhlw.go.jp/shimane-roudoukyoku/hw/hello.html>



障害者就業・生活支援センター(島根県内に7か所設置)

- 事業主への障がい者の就職後の雇用管理に係る助言
- 雇用された障がい者の職場定着や生活支援
- 障がい者への就労・日常生活の指導、助言
- 職業準備訓練、職場実習のあっせん

障がいのある方に対して就業面と生活面の一体的な相談・支援を関係機関と連携して行います。

また、障がいのある方だけでなく、障がい者雇用を行う事業主に対しても障がい特性を踏まえた雇用管理等の相談にのり、障がいのある方が長く職場に定着できるよう支援を行います。

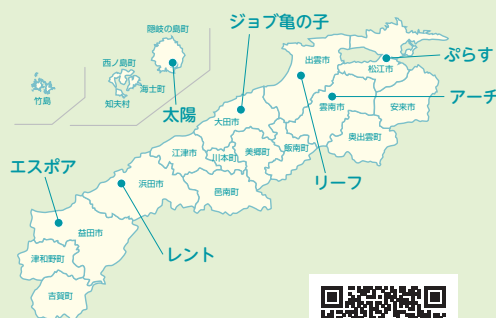
県 雇用政策課

【HP】 https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/koyo_syugyo/shogai_koyo/syougaisyasiencenter.html

県 障がい福祉課

【HP】 <https://www.pref.shimane.lg.jp/medical/fukushi/syougai/ippan/shuurousien/sscenter.html>

県内の障害者就業・生活支援センター



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 島根障害者職業センター

- 事業主への相談・援助 ● 職場適応のためのジョブコーチによる支援
- うつ病等で休職している方へのリワーク支援 ● 障がい者への相談・援助

障がいのある方の雇用促進、職場定着に向けて、雇用管理上の課題の整理や職務の切り出し等に対する助言・支援を行います。また、ジョブコーチ(※)支援の実施等を通じて、職場の状況に応じた具体的な支援や助言を行います。

(※) 事業所に出向き一人ひとりの障がい特性を踏まえた専門的な支援を行う職場適応援助者のこと。

【HP】 <https://www.jeed.go.jp/location/chiiki/shimane/>



独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部

- 障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付
- 障害者雇用に関する助成金の受付
- 地方アビリンピックの開催

障害者雇用納付金制度に関する申告・申請の受付、障がい者雇用に関する助成金の申請の受付を行っています。また、障害者職業生活相談員資格認定講習の実施や地方アビリンピック(障害者技能競技大会)の開催などを行っています。

高齢・障害者業務課

【HP】<https://www.jeed.go.jp/location/shibu/shimane/>



発達障害者支援センター(島根県内に2か所設置)

- 発達障がいに関する相談
- 就労支援
- 研修や情報提供

発達障がいに対する支援を総合的に行う拠点です。発達障がいのある方やその家族、各支援機関、本人の勤務先等、発達障がいに関わっておられる方や、「ひょっとして発達障がいでは？」と疑問を持たれる方も含めて相談に応じ、発達障がいの特性を踏まえた支援や助言を行います。

島根県東部発達障害者支援センター「ウィッシュ」

【HP】<https://sazanami-g.jp/wish/>



島根県西部発達障害者支援センター「ウィンド」

【HP】<http://iwami-wind.org/>



東部高等技術校・西部高等技術校

- 障がい者委託訓練
- 介護サービス科(東部高等技術校)
- 総合実務科(西部高等技術校)

障がいのある方が就職するために必要な知識や技能を習得するための様々な職業訓練を行っています。

また、企業等の現場を活用して実践的な職業能力を習得する訓練も行っており、現場実習訓練を受託していただける企業を募集しています。

この訓練を通じて、障がいのある方の仕事上の適性や能力を見極めることができます。

東部高等技術校

【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/tobu_gijutsu/



西部高等技術校

【HP】https://www.pref.shimane.lg.jp/industry/employ/kikan/seibu_gijutsu/



関係機関連絡先

島根労働局 職業安定部 職業対策課	松江市向島町 134-10 松江地方合同庁舎 5階	TEL 0852-20-7021 FAX 0852-20-7025
島根県 健康福祉部 障がい福祉課	松江市殿町 1 第二分庁舎 1階	TEL 0852-22-6690 FAX 0852-22-6687
島根県 商工労働部 雇用政策課	松江市殿町 1 本庁舎 2階	TEL 0852-22-6562 FAX 0852-22-6150
島根県教育庁 特別支援教育課	松江市殿町 1 分庁舎 3階	TEL 0852-22-6710 FAX 0852-22-6231
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 島根障害者職業センター	松江市春日町 532	TEL 0852-21-0900 FAX 0852-21-1909
(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構 島根支部 高齢・障害者業務課	松江市東朝日町 267 ポリテクセンター島根内	TEL 0852-60-1677 FAX 0852-60-1678

ハローワーク（公共職業安定所）

ハローワーク松江	松江市向島町134-10 松江地方合同庁舎2階	TEL 0852-22-8609 FAX 0852-27-8524
ハローワーク安来	安来市安来町903-1	TEL 0854-22-2545 FAX 0854-22-4123
ハローワーク出雲	出雲市塩冶有原町1-59	TEL 0853-21-8609 FAX 0853-21-0351
ハローワーク雲南	雲南市木次町里方514-2	TEL 0854-42-0751 FAX 0854-42-0752
ハローワーク石見大田	大田市大田町大田口1182-1	TEL 0854-82-8609 FAX 0854-82-1059
ハローワーク川本	邑智郡川本町川本301-2 川本地方合同庁舎1階	TEL 0855-72-0385 FAX 0855-72-0386
ハローワーク浜田	浜田市殿町21-6	TEL 0855-22-8609 FAX 0855-22-2932
ハローワーク益田	益田市あけぼの東町4-6 益田地方合同庁舎1階	TEL 0856-22-8609 FAX 0856-23-2622
ハローワーク隠岐の島	隠岐郡隠岐の島町城北町55 隠岐の島地方合同庁舎1階	TEL 08512-2-0161 FAX 08512-2-8609

障害者就業・生活支援センター

松江圏域 ぷらす	松江市寺町 198-61 寺町プラザ 2階	TEL 0852-60-1870 FAX 0852-60-1860
雲南圏域 アーチ	雲南市木次町下熊谷 1259-1	TEL 0854-42-8022 FAX 0854-42-2727
出雲圏域 リーフ	出雲市今市町 875-6 ユメッセしんまち 1階	TEL 0853-27-9001 FAX 0853-27-9011
大田圏域 ジョブ亀の子	大田市長久町長久口 267-6	TEL 0854-84-0273 FAX 0854-84-0272
浜田圏域 レント	浜田市新町 53	TEL 0855-22-4141 FAX 0855-25-7464
益田圏域 エスポア	益田市あけぼの東町 1-9	TEL 0856-23-7218 FAX 0856-32-0600
隠岐圏域 太陽	隠岐郡隠岐の島町岬町中の津四 309-1	TEL 08512-2-5699 FAX 08512-2-3757

発達障害者支援センター

東部圏域 (隠岐を含む) ウィッシュ	出雲市神西沖町2534-2「さざなみ学園」内	TEL 050-3387-8699 FAX 050-3730-9745
西部圏域 ウインド	浜田市上府町イ2589「こくぶ学園」内	TEL 0855-28-0208 FAX 0855-28-0217

島根県立高等技術校

東部高等技術校	出雲市長浜町 3057-11	TEL 0853-28-2733 FAX 0853-28-2736
(松江駐在)	松江市殿町 1(島根県雇用政策課内)	TEL 0852-22-6952 FAX 0852-22-6150
西部高等技術校	益田市高津四丁目 7-10	TEL 0856-22-2450 FAX 0856-22-2451
(浜田駐在)	浜田市片庭町 254(浜田合同庁舎本館内)	TEL 0855-29-5733 FAX 0855-25-5988